

全柔連発第 24-0609 号  
2025 年 3 月 13 日

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟  
審判委員会委員長 大迫 明伸  
〔公印省略〕

国内における「少年大会特別規程」における  
国際柔道連盟試合審判規程の変更に伴う組み方の緩和による罰則の取り扱いについて

拝啓 弥生の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
また、平素より本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国際柔道連盟試合審判規程の変更に伴い、「立ち姿勢において相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取る事」および「寝姿勢において相手の袖・下履きの裾の中に指を入れること」が認められることとなりました。

しかしながら、国内の講道館柔道試合審判規定では、蟹挟が禁止される以前から、袖や裾口に指を入れる組み方の危険性が懸念され、禁止されてきた経緯がございます。

そのため、これまで通り、国内における「少年大会特別規程」では罰則の対象といたしません。

本連盟主催の大会におきましては、2025 年 4 月 1 日より本規程を施行いたします。

関係各団体におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、関係者および選手への周知・啓発にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【想定される危険性】

・立ち姿勢

袖口を持たれた選手が強引に組み手を切る際に、袖口に指を入れた選手の指が引っかかり、脱臼や骨折を引き起こす可能性があります。

・寝姿勢

うつ伏せの相手を返す際、下履きの裾の中に指を入れて一気に持ち上げ、頭方向に返すことで、脊椎を損傷する恐れがあります。

【国内での対応】

本連盟では、発育発達段階にある小学生および中学生を危険に晒すことを防ぐため、従来通りこの組み方を認めないことといたします。

- ・立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取った場合

→直ちに「待て、指導」を適用

- ・寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れた場合

→直ちに「待て、指導」を適用

【問い合わせ先】

公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 渡辺・多田・関口  
電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp